

貴重な水資源守るため 地下水保全条例改正

熊本県では、県民の生活と経済活動を支える地域共有の貴重な資源である地下水を守るため、熊本県地下水保全条例の一部が改正されました。条例改正に伴う具体的な手続きなどについては、今後、説明会などが開催される予定です。主な改正点は次のとおりで、平成24年4月1日から施行されます。

- ①地下水を「公共水」として位置づけます
- ②対象化学物質の使用の抑制などを努力義務とします
- ③水質事故時の公表について規定します
- ④対象事業などの施設点検・整備を努力義務とします
- ⑤硝酸性窒素など汚染対策の推進を規定します

問い合わせ先

- 津奈木町役場
 - 総務課 TEL 78-3111
交通・災害、人事、有線放送 etc.
 - 振興課 TEL 78-3112
農業振興、住宅・水道、建設 etc.
 - 住民課 TEL 78-3113
住民票、ごみ、保険、住民税 etc.
 - 教育委員会 TEL 78-5400
学校教育、生涯学習、体育施設 etc.
- 社会福祉協議会 TEL 61-2940
- ゴミ焼却場 TEL 78-2584

町内施設案内

- つなぎ温泉四季彩
TEL 78-4126
営業／10：00～21：00
休業日／第1水曜、12/31～1/1
- 物産館グリーンゲイト
TEL 78-2000
営業／9：00～18：00
休業日／第1水曜、12/31～1/2
- つなぎ美術館
TEL 61-2222
開館／10：00～17：00
休館日／毎週水曜※祝日の場合は翌日、12/31～1/1
- 津奈木町図書館
TEL 78-5400
開館／平日 8：30～17：00
土日祝日 10：00～17：00
休館日／毎週月曜、12/29～1/3
- つなぎ文化センター
TEL 78-3096
開館／9：00～22：00
休館日／毎週月曜、12/29～1/3

国保被保険者の負担は 1割に据え置かれます

平成24年4月から70歳～74歳の人（3割負担の人を除く）の医療機関などでの窓口負担は、2割に変更の予定でしたが、平成25年3月診療まで延長され1割に据え置かれます。それに伴い、自己負担限度額も据え置きとなります。

この変更に伴い、国民健康保険証の「一部負担金の割合」欄が「2割（平成24年3月31日までは1割）」と印字されている人には変更した国民健康保険証を3月末までに郵送しています。4月以降に医療機関などで受診される場合は、送付

農作業事故ゼロを 目指して

3月1日から5月31日までの3カ月間、全国で春の農作業安全確認運動が実施されています。

県内では農作業の事故で14人の尊い命が失われており、そのうち11件が農業機械関連の事故となっています。トラクターの転落・転倒や草刈り機の刃への接触などによる事故が多くなっています。農作業中の事故を防ぐため、次のことに気をつけて、農作業安全に努めましょう。

▼正しい機械の取扱い、操作方法を身につける、▼作業に適した作

食生活改善に向けて 活動してみませんか？

本町では、食生活改善推進員（ヘルスメイト）養成講座として、健康教室を年5回開催しています。ここでは、地域の人に健康づくり

のための望ましい食生活を広めるため、講義や調理実習、運動体験などを行います。

食生活改善に向けたボランティア活動に興味のある人は、ぜひご参加ください。

●問い合わせ
住民課福祉班
☎78-3113（内118）



身近な人の命を救う 普通救命講習会を実施

応急手当の正しい知識と技術を身に付けるため、救急法の講習会を実施します。身近な人が倒れたとき、救急車が到着するまでの応急手当が尊い命を救います。

また、講習を受講後3年経過した人は、再講習を受けられますようお願いします。

●日時
4月15日（日）午前9時～正午

●場所
水俣芦北広域行政事務組合消防本部2階講堂

●対象者
中学生以上20人程度

●内容

心肺蘇生法・AED取扱い・その他の応急手当などの実技

●申込期間
4月2日（月）～9日（月）

※申込書は水俣消防署、芦北消防署にあります。ホームページからもダウンロードできます。

●受講料 無料

●問い合わせ
水俣芦北広域行政事務組合消防本部
☎63-1191

「総合型地域スポーツ クラブ」名称決定

平成24年度からスタートする「津奈木町総合型地域スポーツクラブ」の名称について、応募総数92点の中から、次の名称に決まりました。応募いただきました多数の皆さま、ありがとうございます。今後も、町民みなさまのご支援・ご協力をお願いします。

●審査結果

▽名称
「つなぎ運動します隊」

▽応募者
丸山 拓巳（津奈木中）

●問い合わせ
教育委員会生涯学習班
☎78-5400

学生国民年金保険料の納付

年金情報

「学生納付特例制度」って何？

「学生納付特例制度」とは、大学や高校に在学している学生の保険料を社会人になるまで猶予する制度です。

保険料を未納のままにしていると、不慮の事故や病気で重い障害が残っても障害年金が支給されないなどの不利益を受けることがあります。

保険料の納付が困難な場合はご利用ください。

対象となる学生
大学（大学院、短期大学も含む）、高等学校および各種学校（修業年限が1年以上である課程）などに在学する学生。
※夜間・定時制課程や通信制課程の学生も含む

申請に必要なもの
基礎年金番号が分かるもの（年金手帳など）、学生証（写し可）または平成24年4月以降に交付された在学証明書、認印

将来の年金受給額を増額できる 「追納制度」をおすすめします

学生納付特例期間は、基礎年金を受給するための資格期間（25年間以上）には含まれますが、受給できる年金額には反映されません。

受給額を増額するためには...

学生納付特例期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納める（追納）ことができます。将来、受け取る年金を増額するためにも「追納制度」をご利用ください。

出張年金相談（予約制：0965-35-6123）
（年金事務所の職員が相談をお受けします）
4/12（木）水俣市もやい館、4/13（金）芦北町役場

【問い合わせ先】
八代年金事務所 ☎0965-35-6143
住民課住民班 ☎78-3113（内115）

